

令和5年4月7日

各保護者様

三田市教育長  
学校長 鯉ノ内 克枝

## 新型コロナウイルス感染症に係る学校における対応について

保護者の皆様におかれましては、日々お子様の健康観察等、新型コロナウイルス感染拡大防止に対してきめ細やかなご協力を賜っておりますことに感謝申し上げます。

さて、令和5年4月1日より「児童生徒・教職員とも、学校教育活動にあたって、マスクの着用を求めないことを基本とする」となりました。

学校では、引き続き、安全・安心の中で教育活動ができるよう「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本としつつ、十分な感染防止対策を講じたうえで、下記のとおり、日々の教育活動を継続してまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願い致します。

なお、今後、市内の感染拡大状況、生活全般にわたる人の流れを抑制する対策の強化など、新たな事情が生じた場合は、活動を制限することを申し添えます。

### 記

#### 1 教育活動について

引き続き、安全・安心の中で教育活動ができるよう「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本としつつ、十分な感染防止対策を徹底したうえで、教育活動を行います。

#### 2 学校行事について

感染防止対策を徹底したうえで実施します。

学校行事には、体調が不調の場合は参加を控えていただくとともに、参加にあたっては手洗いや咳エチケットなどの感染防止対策をお願いいたします。なお、着席を基本とし、可能な範囲で会場の椅子の間隔をあけるなど、触れ合わない程度の距離を確保して実施します。

#### 3 校外学習について

感染防止対策を徹底したうえで実施します。

県外での活動は、実施地域の感染状況や都道府県等の対応、受入先の意向、参加人数、移動方法、活動中に感染者が確認された場合の対応などを十分確認のうえ、感染防止対策を徹底して実施します。また、宿泊を伴う活動は、県内・県外とも感染防止対策が確認される宿泊施設に限定します。

#### 4 基本的感染防止対策について

- (1) 児童生徒に毎日の登校前の検温及び健康観察を徹底します。
- (2) 各教室で可能な限りの間隔をとります。また、手洗いを徹底します。
- (3) 咳エチケットを徹底します。
- (4) 教室内をはじめ、職員室、教科準備室、更衣室等において、適切な温度管理等に十分留意しながら換気を徹底するとともに、必要に応じて消毒を行います。
- (5) 給食の際は、換気を徹底するとともに、大声での会話は控える、机を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合には対面の児童生徒との間に一定の距離を確保する等の対応をします。
- (6) マスクの着用は求めません。ただし、混雑した電車やバスを利用する際や校外学習において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合などではマスク着用を推奨します。なお、感染症が流行しているなどの理由でマスク着用を促すことが生じた場合にもマスク着用を強いることはしません。
- (7) 「感染のリスクが比較的高い学習活動」については、特に留意して実施します。

## 5 登下校の工夫について

- (1) 登下校時のマスクの着用は求めません。ただし、混雑したバスを利用する場合には、マスクの着用を推奨します。
- (2) 登下校時、児童生徒間の距離をとり、大声での会話を控えるなどマナー指導を行います。

## 6 中学校の部活動について

「三田市中学校部活動ガイドライン」に基づいて、感染防止対策を徹底したうえで実施します（練習試合、合宿等を含む）。

- (1) 県外での活動及び合宿は、実施地域の感染状況や都道府県等の対応、受入先の意向、参加人数、移動方法、活動中に感染者が確認された場合の対応などを十分確認のうえ、感染防止対策を徹底して実施します。
- (2) 宿泊を伴う活動は、県内・県外とも感染防止対策が確認される宿泊施設に限定します。
- (3) 部内で感染者が発症した場合（部員同士、顧問と部員等）は、1日は部活動を休止し、感染対策を確認します。

## 7 家庭における健康管理等のお願い

- (1) 石けんと流水による手洗い、咳エチケットなど感染症予防を徹底してください。
- (2) 十分な睡眠、バランスのとれた食事、適度な運動を心がけてください。
- (3) 換気と加湿（湿度40%以上を目安）を心がけ感染予防に努めてください。
- (4) 学校から配布する健康観察カードに、毎朝体温等の結果を記録し学校に提出してください。
- (5) 発熱等の風邪症状がみられるときは、自宅で休養してください。発熱等の風邪症状がある場合は、かかりつけ医に電話で相談した上で受診してください。また受診結果を学校に報告してください。
- (6) 登校後の体調不良時等に使用しますので、学校にマスクを持参してください。
- (7) 常時換気を徹底するため、衣服調節できるよう準備してください。
- (8) 登校後、発熱等の風邪症状がみられた場合は、原則早退とします。学校からの緊急の連絡や迎えの連絡に対して、必ず対応できるようにしてください。
- (9) 塾やスポーツクラブ、スクール等の習い事に通う場合は、行き帰りを含め、大人の目の届かない場所が増え、その場における感染拡大が懸念されるため、速やかに帰宅するなど、感染防止対策を徹底してください。
- (10) コロナワクチン接種に関して検討する場合には、国や兵庫県が作成している動画等を参考にしてください。

## 8 次のような場合は、必ず学校に連絡し登校をさせないでください（欠席扱いになりません）。

なお、利用している放課後児童クラブや放課後等デイサービス、きょうだい等が通う就学前施設（幼稚園、保育園、認定こども園）など関連事業所等への連絡も併せてお願いします。

- (1) 児童生徒本人が、発熱等の風邪症状がある場合（ワクチン接種後を含む）
- (2) 児童生徒本人が、濃厚接触者になった場合
- (3) 児童生徒本人が、新型コロナウイルスに感染していると診断された場合

※お子様が授業日にワクチン接種をする場合は欠席扱いにはなりません。事前に学校にご相談ください。

※ 放課後児童クラブにおいても、上記(1)～(3)の場合は登所できません。

## 9 心のケアに関すること

### (1) 教育相談の充実

健康面や学習面でストレス、不安を抱えている場合は、学校にご相談ください。学校では、学級担任や養護教諭を中心としたきめ細やかな健康観察、お子様との個人面談等の機会の拡充を図り、スクールカウンセラー等による支援も行います。

### (2) 新型コロナウイルス感染症に係る人権について学ぶ機会の充実

道徳教育を充実させ、あらゆる教育活動において、新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見が生じることがないように学びを進めます。

### (3) 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスク着用を希望したり、健康上の理由により着用できない児童生徒もいますので、マスク着脱を強いることはしません。児童生徒の間でも着用の有無による差別・偏見等がないように指導します。